土地家屋調査士

調査·測量実施要領

調査・測量実施要領

目 次

第1章 通 則

第1条	₹ 趣旨
第2条	
第3条	
第4条	
第5条	
第6条	
第7条	
第8条	
第9条	
第10条	
第11条	
第12条	
第13条	
	15
[:: 別	紙(通則)
çi.	1 業務委託契約書
-84	2 受託カード
28	3 土地調書及び作成要領・・・・・・19
87	4 建物調書及び作成要領・・・・・・・27
	5 区分建物調書及び作成要領・・・・・29
	第2章 土地の調査
第14条	
第15条	土地の現地調査要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第16条	地図等の取扱い・・・・・・45
***	地図等の種類(その名称と根拠注曲)
第17条	地目の調査
	51

		30	
第18条	利害関係人の立会い		
第19条			
第20条			
第21条			
第22条			
第23条			
第24条			
第25条			
第26条			
第27条	: 地図訂正の要否・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70	
第28条	き 地図に関する申出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
土	上地の調査関係法規 ○都市計画法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71	
	○都市計画法······○建築基準法·····	<mark></mark> 73	5
	○建築基準法施行令····· ○土地区画整理法·····	75	5
	○土地改良法······○農地法·····	7	8
	○農地法······ ○農業振興地域の整備に関する法律·····	8	0
	○農業振興地域の整備に関する法律····· ○国土調査法·····	8	1
	○国土調査法····· ○測量法·····	8	31
	○測量法	8	31
	○測量法····································		32
	○測量法施行令······ ○計量法······		84
	○河川法······· ○道路法·····		87
	○道路法······· ○宅地造成等規制法·····		87
	○宅地造成等規制法······· ○国土利用計画法·····		-89
	○国土利用計画伝······· ○森林法······		.90
	○森林法······ ○自然環境保全法·····		
	地図の作製方法とその沿革関係法規		9
			9
	○検見耕地絵図······ ○検見規則·····		9
	○地引絵図····································		
	○ 地和改正条例細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		

	- (○市街地地租改正調査法細目	96
	_(つ山林原野調査法細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
	(O量地心得書(愛知県)······	97
		O市街地丈量心得書(愛知県)······	99
		○地押調査ノ件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
)実地取調上ノ儀ニ付長官演述書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	()地図更正ノ件······	101
)土地台 <mark>帳規則</mark>	102
)租税ニ関スル諸帳簿管理其他取扱方	102
)地租条例施行上取扱方	102
)地租事務規程······	102
	C)土 <mark>地台帳</mark> 法施行細則	104
)土地台 <mark>帳事務取扱要領</mark>	104
	参考	手様式(土地の調査)	
	1	土地境界立会いのお願い	105
	2		
	3	771 (1990)	
	4	筆界立会確認書	109
	5	地図に関する申出書	111
	附鈞	<mark>後(土地の調査)</mark>	
	1	。 一	
	2	各種境界の参考基準	
	3	新設境界標の標準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	124
		Ball VID-Y	
	芽	3章 建物の調査	
Atro	o de		
第29		建物の現地調査要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第30		所在の調査・・・・・	
第3:		所有権に関する調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第32		建物の認定・・・・・	
第33		区分建物の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第35		種類の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第36		構造の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
Made	米	建物の個数	134

	13	i O
第37条	床面積の測定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
第38条	滅失の認定 15 合棟又は合体による抹消 15	36
第39条	合棟又は合体による抹消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
第40条	区分建物の滅失・・・・・ 1 重複登記等の防止・・・・ 1	37
第41条	重複登記等の防止・・・・・ 1 登記原因及びその日付・・・・・・ 1	37
第42条	登記原因及びその日付 1 建物の同一性 1	38
第43条	建物の同一性······ 1 区分建物の増築····· 1	.38
第44条	区分建物の増築・・・・・・ 区分建物が別棟の建物として登記されている場合・・・・・・・ 1	38
第45条		
第46条	区分建物の敷地 建物図面・各階平面図の作製	141
第47条	建物図面・各階平面図の作製・・・・・・・・・・・	
别	紙(建物の調査) 6 所有権を証する書面の種類······	145
	6 所有権を証する書面の種類7 建物の主たる用途と建物の種類	146
	7 建物の主たる用途と建物の種類····· 8 屋根の種類·····	148
	8 屋根の種類	
FA.	日録 (建物の調査) 4 建物図面、各階平面図・ 5 区分建物申請様式及び図面・ 6 建物の表示に関する登記事務の取扱いについて(昭和46年4月16日民事甲第1527号) 7 区分建物でない建物について区分建物の登記がなされている場合の取扱いについて(昭和38年9月28日民事甲第2658号) 8 誤つて1棟の建物として登記された区分所有の目的たる建物の登記について(昭和39年9月12日民事甲第3027号) 9 区分建物の登記事務の取扱いについて(昭和39年5月16日民事甲第1761号)・ 10 縦断的区分建物(棟割長屋)の滅失登記申請手続について(昭和51年1月15日表示登記ニュース第3号)・	· 164 · 176 · 177 · 177
	第4章 技術基準	
		18
第4	8条 目的	18
	19条 測量の方法······ 50条 測量機器·····	10

30	51条	精度区分····································	• 18
ş.	52条	単位····································	• 18
5.	53条	多角測量の選点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 18
3.	54条	観測手簿の記載	• 18
50	55条	距離の測定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 18
55	6条	角度の観測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 18
55	7条	測量計算及び地積の求積表示	. 18
55	8条	多角測量の計算値の制限	18
5	9条	地積測量の精度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
6	0条	点検測量	19
6	1条	地積測量図の作製	19
	別紙	(技術基準)	
	9	機器の検 <mark>定等</mark>	19
	参考	様式 (技術基準)	
	6	多角測量距離測定手簿	
	7	多角測量角観測手簿	
	8	地積測量精度管理表·······	199
	附録	(技術基準)	
	11		201
	12		202
	13		203
	14	地積測量図	205
	15	鋼製巻尺の補正方法	209
	16	光波距離計の測定精度及び誤差	212
	17	光波測距儀の誤差と原因	215
	18	角観測の各種誤差と原因	216
	19	精度と誤差・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	217
	20	地図の方位	219
	21	三角法の公式	220
	22	面積の計算方法	223

巻 末 附 録

		225
1	平面直角座標系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	997
2	平面直角座標系の名称記号と原点位置	241
0	平面直角座標系の適用区域図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	229
3	平面直角座標系のしくみ	229
4	平面直角座標系のしくみ	000
5	計量単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	230
•	日本工業規格(鋼製巻尺、トランシット、セオドライト、アリダート、三角スケール)	232
6	日本工業規格(現象を八、ドグンング)、これ・グー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	255
7	境界木について	200
8	公差早見表·····	273

目 次(終)

(注) 関係法規中、法令名の次の最終改正の略記は、例えば、(昭60法86) は [昭和60年法律 第86号) ということである。